

21 世紀ひょうご市民学会 会則

第1章 総則

第1条 本会は 21 世紀ひょうご市民学会と称する。

第2条 本会は、21 世紀社会の幅広い課題をとりあげ、研究活動による問題の調査と検討、知的サロンによる意見交換等をおこない、会員自身の研鑽、相互の親睦・交流に努めるとともに、政策や行動への提言やボランティア活動などによって地域づくりへ貢献することを目的とする。

第3条 本会の事業は次のとおりとする。

- (1) 研究活動
 - (2) 知的サロンによる意見交換
- なお、発表方法として研究発表会、会誌・会報の発行等を行う。
また、事業の一環として、セミナー、見学会等を開催する。

第2章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 本会の目的および事業に賛同し、所定の会費を納める個人。
- (2) 団体会員 本会の目的および事業に賛同し、所定の会費を納める団体。

第5条 本会の会員になろうとする個人及び団体の代表者は、所定の申込書を提出し、会計に会費を納めることとする。

第6条 会員は総会で定めた会費を、総会后 3 ヶ月以内に納めることとする。

第7条 本会から退会するときは、会の代表者に退会届を提出することとする。

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 本会の名誉を傷つける行為があった場合。
- (2) 会費を滞納した場合（3年間）。

第3章 役員等

第9条 本会には次の役員をおく。役員は会の事業と運営を担当する。

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 世話人 10名程度
- (3) 監事 2名

第10条 役員は総会で退任する。

第11条 役員の仕事

- (1) 代表世話人は、会を統括し、世話人会、を運営する。
- (2) 世話人は次の職務を担当する。
 - 総務担当は、世話人会・総会の開催・運営、会員名簿の管理、会員の入退会事務等を行う。
 - 会計担当は、会の会計業務、会費の徴収・催促、会の予算・決算事務、監査受査等を行う。
 - 研究担当は、研究活動の企画、実施等を行う。
知的サロン担当は、知的サロンの企画・開催等を行う。
 - 広報担当は、会員の勧誘、会の広報、会誌・会報の作成・発行等を行う。

第12条 監事は、会の会計監査を行う。

第13条 役員の任期

- (1) 役員の任期は 2 年とする
- (2) 世話人の任期は 1 年ずつ半数の交代を原則とする。

第14条 役員の仕事

- (1) 代表世話人の辞任は、世話人会に辞意を伝えた直後の総会で承認を得るものとする。但し、後任者が総会で決定されるまで、世話人の一人が代行することができる。
- (2) 世話人の辞任は、代表世話人に辞表を提出し、受理された時点で辞任する。

第15条 顧問、研究指導者

本会には、顧問、研究指導者を置くことができる。

第4章 会議

第16条 本会の会議の種類

- (1) 本会の会議は総会、世話人会とする。
- (2) 本会の総会は、代表世話人が召集し、議長は世話人のうちの一名が務める。
- (3) 会員は、総会の開催を要求することができる。世話人会は開催理由を審議したうえで代表世話人に諮^{はか}ることとする。

第17条 総会

- (1) 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後、3ヶ月以内に召集する。
- (2) 臨時総会は代表世話人が必要と認めたとき召集する。
- (3) 総会には委任状を提出することによって出席とすることができる。

第18条 総会の議決事項と議決

- (1) 総会は次の事項を議決する。
事業計画及び収支予算
事業報告及び収支決算
会則の変更
解散の決議
役員を選出・承認
その他の重要事項
- (2) 議決は出席する会員の過半数以上の賛成を持って成立する。

第19条 世話人会の議決

- (1) 世話人会は、代表世話人が必要と認めたとき召集し、出席した世話人の過半数を持って議決する。

第5章 会計

第20条 本会の運営並びに事業は、次の収入により行う。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第21条 本会の運営は原則として会員の会費収入により行う。

第22条 研究、知的サロンの運営は参加費で行う独立会計を原則とするが、世話人会、または総会の議決を経て、会費収入から充当することができる。

第23条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終了する。

付則

1. 個人会員の年会費は一人3,000円とする。
団体会員の年会費は一団体50,000円とする。
2. 本会の事務局の住所。(検討中)
(なお当面、総務、会計、研究・サロン、広報などの事務作業にはそれぞれ担当者の住所を使用する。)
3. 本会則は平成19年5月27日より施行する。
4. 本学会は平成19年5月27日を発足の日とする。
5. 本学会はその前身となる「21世紀学会」の会員、資産、会計を継承するものとする。

以上

履歴：平成19年7月22日 総会にて付則3、4、5項追加承認。

：平成22年7月22日 総会にて付則1項変更承認。